AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{12} ＝ 0.0379

AW_{13} ＝ 0.0383

AW_{14} ＝ 0.0351

AW_{15} ＝ 0.0277

AW_{16} ＝ 0.0183

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0330

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03426

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04056

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03446

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04019

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03349

AV_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AQ において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AW_{12} ＝ 0.0379

AW_{13} ＝ 0.0383

AW_{14} ＝ 0.0351

AW_{15} ＝ 0.0277

AW_{16} ＝ 0.0183

AW_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0331

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AW_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AW_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03429

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04059

AW_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03448

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04022

AW_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03351